

# 令和7年度 もも・すもも生産拡大支援事業費補助金について

山梨県農政部果樹・6次産業振興課

県内のもも・すもも産地の競争力を維持し、所得向上を図るため、もも・すもも栽培に新たに取り組む生産者や栽培面積の拡大に取り組む生産者を対象に、生産性の向上に必要な機械等の導入を支援します。

## 補助対象者

農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合及び知事が認める団体等

## 補助条件

令和7年3月4日～令和8年2月1日までの間に  
**20a以上**のもも・すももの**新規栽培**や**規模拡大**を実施すること

他品目からの  
改植も対象です！

## 補助対象となる機械類

- ・草刈機・刈払機（乗用を含む）
- ・昇降機（高所作業車）
- ・動力噴霧機
- ・チップパー
- ・電動剪定鋏
- ・穴掘機（オーガ）

など

昇降機(高所作業車)



電動剪定鋏



## 補助上限額、補助率

補助上限額

〔 20a以上50a未満の場合・・・250,000円  
50a以上の場合・・・1,000,000円 〕

※ 補助率は補助対象経費の1/2以内

## 手続きの流れ

申請者 ⇄ 果樹産地協議会（事務局：JA） ⇄ 市町村 ⇄ 県

（JA出荷がない農業者については、事前に地域の農務事務所に相談の上、市町村へ直接申請してください。）

申請にあたっては、要望調査票の提出や機械等の購入時期などの条件があります。  
当補助金の活用を検討される場合には、地域の農務事務所にご相談ください。



県ホームページ